別紙

答申第124号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった、実証!「地域力」醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する、【平成〇年度】事業申請書(以下「公文書①」という。)及び【平成〇年度】「実証!『地域力』醸成プログラム事業実施に関するヒアリング調査結果報告書」のヒアリング調査資料(以下「公文書②」という。)において非公開とした部分のうち、公文書②中の対応者氏名及び肩書は公開すべきであるが、それ以外を非公開としたことは妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成30年4月21日に島根県情報公開条例(平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「実証!『地域力』醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する全ての情報(事業申請書、事業計画書、収支予算書、審査結果の通知書、実績報告書など関連する情報を含む)。」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は、平成30年4月27日付け島教社第46号で、公開決定等の期間延長を行い、平成30年5月21日付け指令島教社第46号の2で、別表の1-1、1-2、1-3のとおり決定(以下「原決定」という。)を行った。
- (4) 実施機関は、原決定を行った後、本件審査請求人と6回ほど文書のやりとりを行った。その中で、公文書②を一部黒塗りのうえ、本件審査請求人へ提供した。
- (5) 審査請求人は、別表の1-2で部分公開された公文書①についての公開、及び上記により提供された公文書②の非公開部分の公開を求めて、平成30年8月1日にそれぞれ審査請求を行った。
- (6) 実施機関は、原決定において対象としていなかった公文書②についても審査請求がなされたことから、別表の1-2の部分公開決定を変更し、公文書②を加えて平成30年8月8日付け指令島教社第46号の14で、別表の2のとおり公文書部分公開変更決定を行った
- (7) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、平成30年8月8日付けで当審査会に 諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

事業申請書の担当者氏名、ヒアリング調査資料の対応者氏名及び訪問者氏名は、公開しなければならない。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は、次のとおりである。

ア 担当者氏名について

○○市は○○コミュニティセンターの職員の氏名及び担当する事業内容を慣行 として公にしているため、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため公開 しなければならない。

また、当該「実証!『地域力』醸成プログラム事業」の申請および計画において、同センターが任意団体〇〇〇〇の活動を全面的に支援することが特徴であった。〇〇〇〇〇の会長〇〇〇〇氏は、平成18年度(センターの設置)から平成21年度まで同センターのセンター長で、平成23年度から現在に至るまで同センターの運営委員会会長である。〇〇〇〇〇の事務局長〇〇〇氏は、平成18年度から平成19年度まで同センターの職員で、平成20年度から平成27年度まで運営委員会委員であった。〇〇氏も、〇〇氏も同センター長・職員を辞めてからも〇〇〇〇の活動のために同センターの設備や職員を利用しており、また、自身の同センター及び〇〇〇〇〇の役職などの身分を公にしている。

したがって、非公開とした担当者氏名は、○○○○氏又は○○○氏である場合、 条例第7条第2号のただし書きアに該当するため公開しなければならない。

イ 対応者氏名について

当該ヒアリング内容は、○○○○○の活動であったため、条例第7条第2号(個人情報)ではなく、条例第7条第3号(法人その他の団体)に該当する。条例第7条第3号により、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められていないため、公開しなければならない。

また、条例第7条第2号(個人情報)に該当しても、○○市は、センターの職員の氏名及び担当する事業内容を慣行として公にしているため、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため、対応者はセンター職員である場合、公開しなければならない。

そして、条例第7条第2号(個人情報)に該当しても、当該ヒアリングは「実証!「地域力」醸成プログラム事業実施に関するヒアリング調査結果報告書」を作成するために行われ、「『実証!「地域力」醸成プログラム』に係る実態調査業務ヒアリング調査結果」として公にされている。当該ヒアリング内容は、○○○○の活動であったため、対応者は○○○○○の会長○○○○氏または事務局長○○○氏だと思われる。○○氏又は○○氏は、○○○○○の活動及び自身の役職を様々なところで公にしているため、当該対応者は○○氏又は○○氏である場合、条例第7条第2号のただし書きアに該当し、公開しなければならない。

ウ 訪問者氏名について

当該ヒアリング調査を実施したのは株式会社〇〇〇〇〇〇で、訪問者は、当該法人の代表だと思われるため、条例第7条第3号に該当する。公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められていないため、公開しなければならない。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書による主張の要旨は、次のとおりである。

非公開とした担当者氏名、対応者氏名及び訪問者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第7条第2号に該当する。当該情報は、個人情報であっても例外的に公開しなければならないとした、公の情報(同号ただし書きア)、公益の保護のため必要な情報(同イ)、公務員の職務遂行情報(同ウ)には該当しないものである。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての 基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・ 法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 対象公文書について

本件請求内容は、「実証!『地域力』醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する全ての情報(事業申請書、事業計画書、収支予算書、審査結果の通知書、実績報告書など関連する情報を含む)。」であり、これについて実施機関が特定した公文書は別表の公文書の件名のとおりである。

本件審査請求の対象となった公文書は、原決定において公開された公文書①及び 審査請求のあった時点では、公開等の決定がなされずに審査請求人との文書のやりと りの中で提供された公文書②である。

(3) 審査の対象について

ア 本件審査請求は、原決定で部分公開した公文書①と、公開請求の手続きによらず、一部を黒塗りのうえ、任意で提供された公文書②についてなされたものである。このうち、公文書②については、審査請求時点において、審査請求の前提となる公開決定等が存在しないものであったことから、本来であれば、実施機関における形式審査において不適法な審査請求として一旦却下し、公文書②について公開決定等を行った後、再度審査請求の提出を依頼するという手続きによることが適当であった。しかしながら、実施機関は、上記2(6)のとおり公文書②を追加した上で、改めて公文書部分公開変更決定を行い、公文書②についても対象に含み諮問している。これは、実施機関が、公開決定等のあとに再度、審査請求書の提出を求めることによる審査請求人への負担を配慮したためと考えられる。よって、当審査会としては、実施機関による諮問にしたがって、公文書②も含めて公開決定等の妥当性を判断することとする。なお、実施機関における公文書の特定及び公開決定等の手続きが適切に行われていなかった点については、最後に付言する。

イ 審査請求人は、本件審査請求において、公文書①のうち非公開とした「担当者氏名」、公文書②のうち非公開とした「対応者氏名」及び「訪問者氏名」の部分の公開を求めていることから、この部分を審査対象とすることとし、その他の非公開部分についての判断は行わないものとする。

(4) 条例第7条第2号該当性について

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号により非公開とした部分(記載内容中

の個人の氏名等)の公開を求めているため、当審査会としては、本件非公開部分が条例第7条第2号に該当するかどうかについて、それぞれに個別に検討する。

条例第7条第2号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合されることにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報とするものである。

ただし、慣行として公にされている情報(同号ただし書きア)、人の生命等を保護するために公開が必要な情報(同号ただし書きイ)や当該個人が公務員等であって職務の遂行に係る情報に該当する場合の当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る情報(同号ただし書きウ)は非公開情報からは除かれる。

なお、本件において個人の氏名等の情報が、人の生命等を保護するために公開が必要な情報であるとは認められず、同号ただし書きイの規定に該当しないことは明らかであるため、同号本文並びに同号ただし書きア及びウの該当性について検討を行う。

ア 担当者氏名

実施機関は、公文書①中の非公開とした担当者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため非公開情報に当たると主張しているのに対して、審査請求人は、〇〇市は、担当者氏名である〇〇コミュニティセンターの職員の氏名及び担当する事業内容は、慣行として公にしており、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため、公開しなければならない、と主張している。また、担当者氏名が、〇〇〇〇氏又は〇〇〇氏である場合、条例第7条第2号のただし書きアに該当するため、公開しなければならないと主張していることから、その該当性について検討する。

(ア) 条例第7条第2号該当性について

当審査会において、公文書①を確認したところ、非公開とした担当者氏名は、審査請求人が同号ただし書きアに該当するため公開しなければならないと主張する特定の人物以外の、コミュニティセンターの職員氏名であった。これは、個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報であると認められるため、同号本文に該当する。

- (イ) 条例第7条第2号ただし書きア該当性
 - a 同号ただし書きアは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公 にすることが予定されている情報は、公開すべきことを定めている。

コミュニティセンターの職員氏名について検討すると、まず、法令等にはこれを公にする規定は存在しない。次に、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものであるかを検討する。「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、従来から慣行として公にされ、または公開請求のあった時点においては公開されていないが、将来公表することが予定されており、かつ今後公表しても問題のない情報であり、例示すれば、「当該個人が公表されることを了承し、又は公表されることを前提として提供した情報」、「当該個人が自主的に公表した資料等から何人も知り得る情報」、「公にすることが慣行となっており、公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれ

がないと認められる情報」等である。

b ○○市に確認したところ、コミュニティセンター職員の氏名及び事業内容は、 当該コミュニティセンターの広報誌または総会資料などに記載されているとの ことである。これらは、コミュニティセンターの管轄する地域の会員に周知を図 り、もって円滑なコミュニティセンターの運営に資することを目的に限定的に作 成・配布されるものであり、当該コミュニティセンターの地域内で活用されるこ とを予定しているものと考えられる。

また、コミュニティセンターが発行する広報誌は、市内すべてのコミュニティセンターで作成・配布されているものではなく、市の行政資料コーナーにも、市に提供のあった一部のコミュニティセンターの広報誌のみが配架されているとのことである。

この点からも、行政施策の一つとして、作成・配布している地方自治体が発行する広報誌とは配布部数や性質が異なり、また個人情報保護の観点からも、コミュニティセンターを超えて、何人にも公表されている情報であるとは認められないため、コミュニティセンターの職員氏名は、同号ただし書きアに該当しない。なお、審査請求人は、〇〇市は、センターの職員の氏名及び担当する事業内容を慣行として公にしていると主張しているが、市が公の情報として判断しているという理由のみで、条例第7条第2号ただし書きアに規定する慣行として公にされている情報であるとまでは言えない。

- (ウ) 条例第7条第2号ただし書きウ該当性
 - a 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る 情報である場合の、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情 報は、同号ただし書きウに該当し、非公開情報からは除かれる。

同号ただし書きウに規定する「公務員等」とは、「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員」と規定しており、地方公務員法第2条に規定する公務員とは、「地方公共団体のすべての公務員」である。

一般的に、地方公共団体の公務員に該当するか否かの判断基準としては、「職務の性質」、「任命行為の有無」、「報酬の支払い」等により、当事者間の権利義務の関係を明らかにした上で、その指揮監督の権限を誰が有し、その人件費などを誰が負担すべきかを明らかにする必要がある、と解されている。

b ○○市に確認したところ、コミュニティセンターの管理運営については、○ ○市コミュニティセンター運営協議会に委託しているとのことである。

この〇〇市コミュニティセンター運営協議会は、〇〇市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定に基づき設置する機関であり、各センター長から運営費に係る交付申請を受け、当該センター長へ運営費を交付するほか、各センター長及び職員の採用を審議・決定の上雇用するもの、とされている。

これらのことから、コミュニティセンター職員が従事する職務は、〇〇市コミュニティセンター運営協議会の事務であり、コミュニティセンターの職員は、運営協議会と雇用関係を有し、報酬についても運営協議会から支払われているものと考えられる。

上記のとおり、○○市が直接コミュニティセンターの職員を任命し、報酬を 支給しているといった事実は認められないことから、コミュニティセンターの 職員は、地方公共団体の公務員にはあたらず、条例第7条第2号ただし書きウ に該当しない。

(エ) 以上のことから、公文書①中の担当者氏名は、条例第7条第2号ただし書き ア及びウに該当しないため、非公開が妥当である。

イ 対応者氏名及び肩書

実施機関は、公文書②中の非公開とした対応者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため非公開情報に当たると主張しているのに対して、審査請求人は、ヒアリング内容は、〇〇〇〇〇の活動であったため、条例第7条第2号(個人情報)ではなく、条例第7条第3号に規定する法人その他の団体の情報に該当し、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められていないため、公開すべきであると主張している。また、条例第7条第2号(個人情報)に該当しても、対応者がコミュニティセンター職員である場合、もしくは〇〇〇〇〇の会長または事務局長であれば、氏名を公にしているため、条例第7条第2号のただし書きアに該当し、公開しなければならないと主張していることから、その該当性について判断する。

(ア) 条例第7条第2号該当性について

当審査会において公文書②を見分したところ、実施機関が非公開とした部分には、特定の団体に所属している者の肩書、氏名及びその他団体の長としての 肩書が記載されていることが確認できた。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報である と認められるため、同号本文に該当する。

- (イ) 条例第7条第2号ただし書きア該当性
 - a 特定の団体に所属する者及びその他団体の長の名について、法令等にはそれ を公にする規定は存在しない。

次に、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するか否かについて検討すると、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、上記ア(イ)aの解釈のとおりである。

b 本件における対応者は、上記特定の団体に所属している者であり、公文書② に記載のヒアリング内容から、特定の団体を代表する者として応対していることを確認した。

また、本件対応者は、この団体の職員として、団体の活動状況をインターネットや講演会等で氏名とともに公表していることから、そのことを鑑みても、非公開とすべき個人情報にはあたらないと認められる。

- c また、公文書②の記載内容から判断すると、本件対応者は、本事業のヒアリングにおいて、特定の団体を代表する立場とあわせ、その他団体の長という立場でも応対していると解することができる。団体の長という肩書を冠して行動するのであれば、その行動は、外形的には団体を代表して活動しているとみなされ、公にされた個人情報に該当するものと認められる。
- (ウ) 以上のことから、公文書②中の対応者氏名及び肩書は、条例第7条第2号ただし書きアに該当し、公開すべきである。

なお、公文書②中の対応者氏名および肩書が、法人その他団体等に関する情報の一部であるとしても、条例第7条第3号に規定する非公開情報である「公開することによって、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。」に該当するとは言えない。

ウ 訪問者氏名

実施機関は、公文書②中の訪問者氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報であるため非公開情報に当たると主張しているのに対して、審査請求人は、訪問者は、ヒアリング調査を実施した法人の代表だと思われるため、条例第7条第3号に該当し、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められていないため、公開すべきであると主張している。

当審査会において公文書②を見分したところ、実施機関が非公開とした訪問者氏名は、ヒアリングを受託した法人の従業員として調査に当たった者の氏名であった。これは特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報」に該当する。また、同号ただし書きのいずれにも該当しない。

したがって、公文書②中の訪問者氏名を非公開としたことは妥当である。

(5) 以上から、冒頭「審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

実施機関は、原決定を行った後、審査請求人とのやりとりの中で、一部を黒塗りとした上で任意で公文書②を提供した。公文書②は、○○コミュニティセンターに関するヒアリング調査資料であり、その内容からすれば、本件公開請求の対象となる公文書であると考えるのが適当であった。このことは、原決定における対象公文書の特定が適切に行われていなかったものと言える。

また、公文書②が本件公開請求の対象となる公文書であるならば、実施機関は任意でこれを提供するのではなく、公開請求の手続きに従い、公文書②の存在が分かった時点で原決定を取り消し、再度の決定をした上で公文書②を公開すべきであった。

今後、このような事態が起きないよう、公開決定等に当たっては、その対象となる 公文書につき、内容を十分精査し、条例を適正に解釈した上で決定するよう望みたい。

別表

別表					
NO	決定内 容	決定日	公文書の件名	公開しない 部分	公開しない理由
1-1	公文開次公開決定	H30. 5. 21	実証!「地域力」醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する次の書類 【平成〇年度】事業計画書(応募時)、事業計画書(査定後)、報道発表資料、事業報告書【平成〇年度】事業計画書(査定後)、収支予算書【平成〇年度】〇〇市長からの事業申請書の送付文書、事業計画書、収支予算書(応募時)、平成〇年で度実証事業の自己評価書、継続箇所に係る書類審査、継続モデル公民館一覧、収支予算書(審査後)	нру	
1-2	公文書 部分公 開決定	Н30. 5. 21	実証!「地域力」醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する次の書類 【平成〇年度】概算払請求書 【平成〇年度】事業申請書(「公文書①」)、審査結果通知書	(1)記載内容 中の個人の氏 名(「担当者氏 名」)。 (2)記載内容 中の個人・団 体の印影	(1)【条例第7条第2号(個人情報)に該当】 個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (2)【条例第7条第3号に該当】当該団体に不利益が生じると認められるため。
1-3	公文書 非公開 決定	Н30. 5. 21	実証!「地域力」醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する次の書類 【平成〇年度】事業申請書、収支予算書、審査結果の通知書、【平成〇年度】事業申請書、審査結果の通知書、実績報告書、【平成〇年度】実績報告書など		公文書を管理していない ため(保管期間の経過により廃棄)。
2	公 部 変 開 決定	Н30. 8. 8	実証!「地域力」醸成プログラムでの〇〇コミュニティセンターに関する次の書類 【平成〇年度】概算払請求書 【平成〇年度】事業申請書、審査結果通知書 【平成〇年度】「実証!『地域力』醸成プログラム事業実施に関するヒアリング調査結果報告書」のヒアリング調査音解(「公文書②」)	(1)記載内容 中の個人の氏 名(「対応者 氏名」「訪問 者氏名」)。 (2)記載内容 中の個人・団 体の印影	(1)【条例第7条第2号(個人情報)に該当】個人に関する情報であって特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの。 (2)【条例第7条第3号に該当】当該団体に不利益が生じると認められるため。

(諮問第164号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内容
平成30年8月 8日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成30年8月17日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成30年8月30日	審査請求人の意見書を受理
令和元年 8月27日 (審査会第1回目)	審議(第2部会)
令和元年 9月24日 (審査会第2回目)	審議(第2部会)
令和元年10月21日 (審査会第3回目)	審議(第2部会)
令和元年11月21日 (審査会第4回目)	審議(第2部会)
令和元年12月19日 (審査会第5回目)	審議
令和元年12月23日 (審査会第6回目)	審議(第2部会)
令和2年 1月16日 (審査会第7回目)	審議(第2部会)
令和2年 2月12日 (審査会第8回目)	審議(第2部会)
令和2年 3月10日 (審査会第9回目)	審議(第2部会)
令和2年 3月26日 (審査会第10回目)	審議
令和2年 6月 2日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

審議に関わった島根県情報公開審査会委員

氏 名	現職		備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・	副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部	准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書	士	第1部会
永野 茜	弁 護	士	第1部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学	学部教授	第2部会
和久本 光	弁 護	士	第2部会